

〔実務ノート〕

法曹三者の倫理の在り方についての一考察その 3

山 根 祥 利

法曹倫理の実際を事例で述べてきたが、今回は、83 号の刑事判決後の示談交渉案件における双方の代理人のあり方及び別の刑事事件で被疑者ないし参考人として捜査機関から事情聴取を受け逮捕勾留の危険を感じ、その対処を求める依頼者に対し法曹共助の倫理として如何に捜査に関わるかについて、それぞれ述べることにした。

第 1 【刑事判決後の示談について】

刑事被告人は、加害者として刑事事件の判決にあたり被害の回復を十分しているかどうか情状として判断される。そのため、刑事事件に於いて示談は本来民事の和解契約としての意味を持ちながら、刑事事件の中で当然に判断される重要な要素として取り扱われることになる。国選弁護の報酬算定にあたり、示談の成否が加算要素とされるのは、そのことを反映しているものと言える。刑事事件の判決迄に被害者の治療継続等で示談を成立させる要件が整わない時には、示談を将来必ず行うことを約束することにより、示談成立とほぼ同様の情状の要素として判決に反映させるのが通常である。将来の示談の約束を刑事判決の後に実際実現することが刑事弁護人と被害者代理人弁護士との間で共通の弁護士共助の倫理が働く場面と言える。このケースは正にそれに当たるものであり、刑事判決で喉元過ぎた被告人が示談に積極的でなくなるケースもあり、そのような場合に弁護人が依頼者を説得して示談を実現させることが出来るかどうか具体的な法曹共助の倫理の実現の場面となる。

I 判決後から示談まで

1 被害者Aの治療継続と症状固定

- ① 治療内容・・・通院
- ② 医師の中間診断

7月〇〇日の診断書は、「上皮化を確認した。爪の不整、指長の短縮、整容的ボリュームの欠乏は今後不変である。また疼痛、しびれなどの指神経症状は長期にわたり存続する見込みであり、完全溶解は困難である可能性がある。引き続き定期外来フォローと外用薬や内服薬の対症療法を要する。」

その後も通院を継続し、リハビリに努めることにしたが、被害者としてもいやな被害事件を終了することが精神的にも望ましいと感じている様子であった。

そこで、被害者代理人として、来たるべき示談のために、加害者代理人に対して、7月〇〇日付診断書の写しを同封して、しばらく通院治療をした後のしかるべき時に改めて連絡する旨の通知をした。

- ③ 最終診断

10月〇〇日に受診し主治医の最終診断書が出された。その内容は、「8月〇〇日現在で創部は、上皮化を終了したものの同部神経症状や、小指のこわばり（環指運動制限のため隣接指へ影響が波及したと思われる）など自覚症状は残存。10月〇〇日一旦終診とするが、今後整形外科領域のリハビリや症状憎悪に応じて外来受診などの指導をするに至る。」であった。

2 被害者との協議

最終診断を経て被害者Aは、リハビリを継続してさらなる改善が可能かどうか、また、日常生活の支障がどの程度残るかなど悩み検討した結果、治療の継続の効果がほとんど期待出来ないだろうという感触であった。

そこで、被害者Aと協議を重ねた結果、年内に示談をすることを目標とすることになった。被害者Aの心は複雑だが、後ろ向きに生きるよりも、前向きな生き方をすることが、家族のためにも自らの仕事のためにも重要だと結論に達したからである（規程22条依頼

者の意思の尊重)。

3 被害額の算定

① 傷害による損害

i 治療関係費

a 診察料、投薬料・手術料・処置料・文書料（3通の診断書）等の病院の費用（病院の領収証）

b 通院回数と通院交通費（タクシーの場合は領収証）

ii 休業損害

実際の休業日数（月給の日割計算のため源泉徴収票が有用）

iii 通院慰謝料

通院開始から通院終了まで（いわゆる赤い本で算定）

② 後遺症による損害

被害者Aの指の傷害による様々な機能障害や痛みなどの後遺症の程度の判断を必要とする（赤い本での算定が通常）

1級～14級迄各等級により後遺症・慰謝料の額が定められている。被害者が何級に該当するか一義的でなく、算定はかなり困難であり、加害者代理人の見解とおそらく異なることが想定される。

14級6号の1「手の親指以外の手指の指骨の一部を失ったもの」には、確実にあたり、損害額は110万円である。しかし、右環指の一部を失っただけに止まらず、右環指には痛みが残っており、12級10号の1「手の人さし指・中指・又は薬指の用を廃した（完全に廃したとまでいえるかどうか）ものにあたる」とも言え、その場合慰謝料額は290万円となる。

加害者代理人との交渉をどのように進めるかを考えたうえで臨むことになる。12級でまず請求してみることも視野に入れる事になろう。

③ 後遺症による遺失利益

被害者Aは、有職者であり通常の仕事ができないことから稼働年齢の間の収入減を逸失利益として加害者に補填させるものである（事故前1年間の収入額を源泉徴収票で証明する）。

4 示談に向けての被害者Aの心情の把握

示談は、被害者Aの意向を真剣に聞き取り、本音を確実に理解することが極めて重要です。建前で示談すると、依頼者の気持ちに添わないことになり、せつかくの解決が意味を持たなくなることがある。具体的には、報酬請求の段階でトラブルになるのである。

- ① 被害者の意向の確認と、金額だけでない要望（将来の不安の解消など）

被害者Aは、被害を受けた身として、自らの体の不具合について取り返しのつかない気持ちがある。一見すると気がつかない薬指の長さであるが、確実に左手と比べて短く、違和感は厳然としてある。手の美醜についても女性として気にならないはずがない。指自体の機能の面では、薬指と小指を伸ばしてそろえることが出来ず、指の動きが以前より制約され、具体的には、仕事で多用する経理で使用するパソコンや計算機のキーが薬指で打てなくなった事が大きい。しかも薬指の第1関節の指の内側のキーに直接触れる部分に疼痛が残り、実際打つと痛みが増し使用に耐えないのである。

- ② 加害者Bへの複雑な思いは依然として残っており、加害者Bへの深く残る恐怖感と本当に更生してくれるのだろうかという不安、早く不安定な気持ちから解放されたいと言う思いなどが、いつも渦巻いている。家族へ負担をかけているという負い目もあり、以前の家族和気藹々を早く取り戻したいという気持ちが強くなっている。

5 症状固定の受け入れ

- ① これ以上の改善を望んで更に辛いらハピリをする価値があるかどうかの被害者Aの判断が一番重要である。現状認識が動かないものとなっていることが重要である。
- ② 加害者Bへの複雑な思いに加害者Bがどのように今後具体的に応えてくれるかは、被害者Aの思いから重要である。そのために、被害者代理人として、加害者代理人へ、加害者Bの現状とこれからの更正へのプロセスを確かめることが必要である。そこで被害者代理人から加害者代理人へ連絡し報告を求めた。

6 加害者の現状把握

加害者代理人から以下の内容の11月〇〇日付報告書が届いた。

- ① 加害者Bは〇〇大学病院へ通院し6月〇日心理検査、6月〇〇日MRI検査、6月〇〇日脳波検査を行い、7月下旬の検査結果を踏まえた医師の判断では、MRI・脳波検査での異常はない。しかし「同世代に比較して発達が遅れており、ストレスを感じたときの対応能力・処理能力が十分でない」との診断であった。
- ② 7月〇〇日、主治医からストレス緩和薬を30日分処方され、服用しながら様子を見て、イライラなどがある様なら医師のカウンセリングを受けるという診察結果であった。
- ③ 加害者Bは処方されたストレス緩和薬を服用し、8月〇日から5回に渡って保護観察のプログラムの一つである暴力防止プログラムの受講を終えたり、加害者代理人と月1度の頻度での面会で加害者Bの状況を実際に見聞している。その中で加害者は、現在日常生活でイライラやストレスを感じる事はなくなり、落ち着いている。そのため医師の診察はその後受けていない。
- ④ 加害者Bは仕事面ではアルバイトであるが、フルタイムの仕事に従事し、規則正しい生活をしている。仕事関係でも特にストレスを感じていることはないとの報告であり、加害者Bの状況が落ち着いていることが判り、被害者Aの不安は少しであるが減少したと思われた。

7 示談書内容の検討

- ① 被害額の算定のための診療報酬その他の資料を、領収書等で被害者Aから提供を受けて損害額の算定に取りかかると共に示談書に盛り込むべき内容の検討に入った。
- ② 示談書の骨格は以下のように考えた。
 - i 第1に被害事実の確認と加害者Bの現状確認
 - ii 第2に損害額とその内訳の合意
 - iii 第3に損害額全額の支払い義務を認めながら、一定の金額を支払った後、加害者Bの更生状況と執行猶予期間の無事終了によりその余の支払いを免除することで、加害者Bの更生意欲を増進させる対策とする。

- iv 第4に努力義務（債務ではなく債務不履行にはならないが加害者側の誠実義務の一種である）として半年に1回の加害者Bの状況を報告させるというものとした。
- ③ 示談書案を作成し、被害者Aに送付して示談書の意味と構成を明らかにし、概ねの了解を求める第一歩とした（資料1示談書案）。

8 加害者Bへの損害額の計算根拠の提示

- ① 12月〇日に加害者代理人と弁護士会で面談し、同日付の書面で損害賠償請求内容を加害者代理人へ提示した。その際争いのないと思われるもの、異論があると思われるものに分けて請求根拠を明らかにし、回答しやすいものとし、年内の示談成立を目指した。その詳細は、末尾添付資料2（注1）のとおりである。

（注1）交渉案件であり、相手方代理人とは、刑事事件での法曹共助を経ていることから一定の信頼関係が構築できていたため、示談を見据えた損害額の算定についても、実質的な判断を示すことができると考えたものである。争点を明確且つ内容のあるものとしている事を認識されたい。

- ② 加害者代理人の感触では、当面支払う示談金の額と努力目標の内容の2点は留保するが、その他は、おそらく問題ではないとの意向を述べたので、その旨即日被害者代理人は、被害者へ報告した。（注2）

（注2）依頼者への報告は、常に必要であり、その上で依頼者と協議をすることが不可欠である（規程36条）。示談は、その内容と共にタイミングを考慮しなければ成立はおぼつかない。本件のように、依頼者の精神的な決着を図るために年内の示談が特に必要であると考えるとき、報告の素早さも重要である。

9 双方代理人間での交渉

- ① 12月〇日に加害者代理人から示談書について2点異論が出され

た。示談金残額の支払いを350万円から50万円減額の提案と支払免除の条件を更生にかかわらず、支払ったらその余の支払いを免除するというものであった。

- ② そこで、被害者代理人は、即日被害者Aに連絡し加害者Bの意向についての感想を求めた。
- ③ 被害者Aとの間で、示談金を500～600万円の幅で考え、550万円の提案をしたのであるが、550万円は加害者代理人との間では、加害者B（実際には母親である）が了解するのではないかという感触を得ていたので、加害者Bが50万円にこだわるとは考えていなかったのであるが、この50万円の差が、被害者Aとしては、納得できなかった様であり、最後の段階でもつれることになった。
- ④ 十分考え抜いたつもりでも、その場の状況では、思い通りにならない一場面であった。このことは、本件では双方代理人に共通することで、双方が読み違いをしていたのである。改めて気をつけたいものである。（注3）

（注3）依頼者の本音を知ることは、何より重要であり、しかも、人によっては本音が判りにくく、石橋を叩いて渡ってもなお十分に本音を引き出せないことがあるのである。実務の難しさがここにあると言っても過言ではない。

- ⑤ 被害者Aの気持ちは、自らも赤い本で計算して530～550万円と踏んでいたようであり、それを下回ることは不正義であるという気持ちが強く、自分は全く落ち度のない被害者であり、保護観察とはいえども、本来なら実刑相当のところを敢えて被害者Aの希望として執行猶予を求めるという加害者Bにとって稀に見る被害者としての実質刑事事件への参加対応をしたのに何故というものであった。

更に、日々の手作業のその度に指の不自由さと痛みをこれからも堪え忍ばなければならない思い、加えて、家事にあたっての治療中はもとよりこれからも何かと家族に負担をかける辛さなど様々な思いが駆け巡り、これでは、到底納得出来ないという強い反発であった。被害者代理人としても、これらのことを分かっている。

たはずであるが、心の奥底までの理解が出来ていなかったことを反省することになった。

- ⑥ 早速間髪を入れず対処することとし、12月〇〇日に加害者代理人に連絡し、最初の提案どおりの金額に戻し、且つ免除時期は、執行猶予期間満了時とすることで再度加害者Bを説得するよう求めた。

その際、今後加害者Bと道で偶然でも出逢うことがないようにしたく、何故事件当日現場にいたのかを確認したい旨問い合わせた。

- ⑦ 12月〇〇日に加害者代理人から回答があり、示談額は合計550万円です。既に支払済みの200万円の残額350万円を支払うことに同意し、その余の支払い免除の時期は執行猶予の取り消しがなく無事終了したときとする内容であった。

10 最終解決

- ① 12月〇〇日に示談書の締結を行うことができた。(資料3)(注4)

(注4) 示談書4項の金額を350万円としたこと、5項のその余の債権放棄を執行猶予期間の取り消しのない経過にかからせた2点の修正で示談の成立をみた。

- ② 12月〇〇日に350万円の振り込みを確認し、その旨被害者Aへ連絡した。
- ③ 被害者との間での事件終了による報酬請求等は、振込確認が仕事納めの日であったこともあり、被害者Aとの間で年明けとすることになった。

II 報酬金

1月〇日に被害者A宛に、受任の際の委任契約に基づいて具体的な計算根拠を示した「弁護士費用について」と称する説明書を送付し、事前に了解を得て請求することが弁護士として常に行うべき態度である(規程24条)。紛議の未然防止のためにも報酬の発生根拠とその計算式の説明は最低不可欠である(規程26条)。

1 納得頂ける報酬についての説明

- 2 今後4年半の間の加害者代理人から定期的な報告を受けその連絡の約束
- 3 報酬金の受領と立替実費の清算
- 4 実際の説明は資料4のとおり。

以上の経過を経て1月〇〇日に被害者に来所頂き、説明書のとおり完全にご納得頂いて報酬金と立替実費の精算も完了した。その際、その場で被害者Aをご紹介頂いた方に電話で終了報告し、被害者Aに紹介者も喜んでいたとことを報告し、本件を終了した。

(資料1)

示 談 書 (案)

甲 被害者A
乙 加害者B

甲・乙間に於いて、本日、以下のとおり現状を確認し示談します。

- 1 甲・乙は次の事実を相互に確認します。
 - ① 甲は、切断負傷した右薬指の縫合手術とその後の数十回に及ぶ縫合部分の形成切除手術を経た治療の結果、平成27年8月〇〇日症状固定したものの、平成27年10月〇〇日の診断で、今後も薬指の痛みと神経症状が将来に渡って残ることが判り、且つ右手指の機能が従前に比し落ち、その自由度も低下し、甲の仕事上不可欠な計算機とパソコンのキー操作に薬指と小指が使えない状況にある。
 - ② 乙は甲に対する平成27年3月〇〇日の傷害事件で平成27年7月〇日有罪判決を受け、反省に基づくクリニックでのカウンセリングと投薬により、就業し更正への道の途上にある。
- 2 甲は、乙に対する不法行為による損害賠償として次の内容の請求権を有する。
 - ① 前記1①の治療のために支出した治療費・交通費・諸費用等 105,297 円
 - ② 休業損害 (20日) 245,046 円
 - ③ 通院慰謝料 (3ヶ月間) 900,000 円

④ 後遺症関連 (12 級～ 14 級の間 13 級・年齢 45 才、年収 4,410,833 円)

i 逸失利益 5,225,381 円

ii 慰謝料 1,800,000 円

合計 8,275,724 円

3 乙は甲に対し、前記 2 の合計金員を支払う義務があることを認め、平成 27 年 4 月〇〇日に支払った金 200 万円の他、条件付き示談金 350 万円を支払い、且つ、執行猶予期間中、保護司の指導に従い行動し、且つ専門医の指示による投薬その他適切な治療を受け、社会人としての自覚を持ち更正の道を歩み続けた暁には、甲は乙に対するその余の前記 2 合計額から支払い済みの 200 万円及び条件付き示談金 350 万円の合計を差し引いたその余の金員の支払いを免除します。

4 乙は甲に対し、本日、前記 3 の条件付き示談金を支払い、甲は、これを受領しました。

5 乙は、乙代理人を通じて執行猶予期間中毎年 5 月と 12 月に、治療状況ないし勤務や生活状況を甲代理人へ報告する努力義務を負います。

本示談が成立したことを証するため本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通宛所持します。

平成 27 年 12 月〇〇日

甲 被害者 A

東京都新宿区新宿 1 丁目 4 番 8 号

新宿小川ビル 6 階

甲代理人

弁護士 山 根 祥 利

乙 加害者 B

東京都中央区銀座〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇ビル 7 階

乙代理人

弁 護 士	○	○	○	○
同	×	×	×	×

(資料 2)

被害者 A ・ 損害賠償請求内容

平成 27 年 12 月 ○ 日

加害者 B 代理人

弁 護 士 ○ ○ ○ ○ 先 生

弁 護 士 × × × × 先 生

被害者 A 代理人

弁 護 士 山 根 祥 利

示談に先立ち、率直にその内容と考えを申し上げ年内の解決を希望します。

記

【ご了解いただけると思われる費目】

○積極損害

医療・診断書・・・¥19,610 (領収書あり)

投薬料・・・¥1,610 (領収書あり)

諸雑費・・・¥9,277 (領収書あり)

通院交通費・・・¥30,800 (領収書あり)

廃棄衣服代・・・¥30,000

(当日着用しており汚損した衣服)

将来の治療費・・・¥10,000

(今後予想される医療費、リハビリ費等)

将来の雑費・・・¥4,000 (今後予想される雑費)

○消極損害のうち休業損害・・・¥245,046

(¥4,410,833 × 1/12 × 1/30 × 20 日)

○慰謝料 (傷害慰謝料)・・・¥900,000 (4 か月間の通院)

小計 ￥1,250,343 円

【ご意見のあると思われる費目】

○後遺症逸失利益

※基礎収入 ￥4,410,833 円

※労働能力喪失率

後遺傷害等級の該当性

12 級 10 号「1 手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したものの」

13 級 6 号「1 手の小指の用を廃した物」

14 級 6 号「1 手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの」

14 級 7 号「1 手のおや指以外の手指の遠位指節間関節（第一関節）を屈伸することができなくなったもの」

i 12 級に当たるとの主張も可能である。

被害者 A 氏は薬指の一部を失ったにとどまらず、薬指は先端だけでなく全体として細くなり、小指ともに真っ直ぐに伸ばせず、かつ、その 2 指の関節を自由に動かすことができなくなった。

さらに、薬指の切断損傷箇所付近ことに指の内側の仕事や薬指の使用の際に触れる頻度が高い部分に今もお強い痛みがあり、被害者 A の仕事に現実的な支障がある（同氏はパソコン入力を中心とする事務仕事に従事しており、右手は事実上、親指、人差し指、中指の 3 指で操作せざるを得なくなった）。

このような状況はくすり指の用を廃したに等しいとの判断が可能だからです。

ii 14 級の 6 号ないし 7 号にそれぞれ完全に当たるとまでは言えないとしても、被害者 A 氏は薬指の機能の大半を失う指先の骨と肉の一部を失い、かつ、薬指および小指の関節の屈伸に不自由をきたしていることは確かであり、6 号と 7 号の症状のそれぞれの一部の該当性を併せ持っていることから総体として少なくとも 14 級相当の後遺傷害にあたりと主張できると考えます。

iii 第 3 の主張として 13 級は、文言がびたりとは当てはまりませんが、12 級と 14 級の間であることから、和解を前提とす

る意味での主張は可能と言えましょう。

※ライブニッツ係数

被害者 A 氏の誕生日は昭和 45 年 7 月〇〇日であり、症状固定時点（平成 27 年 7 月〇〇日）で 44 歳なので係数は 13.4886 となります。

しかし、今回は、症状固定日の 12 日後には 45 歳になることを考慮して、係数は 13.1603 を用いることをあえて提案します。

○後遺症慰謝料

※後遺慰謝料は、後遺傷害等級に連動するので、以下のようになります。

12 級 290 万円、13 級 180 万円、14 級 110 万円

今回の考慮事情として以下の観点は、考慮するのが相当であろう。

判例上、加害者に故意がある場合のほか、特段の事情があるときに増額されるところ、本件では、スーパーマーケット付近での公衆の面前で、突然被害者 A の指を食いちぎるという異常性、その前に被害者を突き飛ばしていること、被害者は、事件当日の事情聴取および実況見分の立会い、以後の刑事事件捜査への協力、夫が逮捕されたことによる肉体的且つ精神的な心労や、その後の通院継続時の精神的・肉体的な継続的な苦痛の外、子どもへショックを与えないために真実を告げられなかったことによる心因等が加算事由となるはずです。

これらの事情を勘案し、基本額に 1.2 を乗じるのが本件の実体に合致しています。

以上を踏まえたシミュレーションは以下の通りです。

後遺症遺失利益シミュレーション

	係数 13.4886	係数 13.1630
12 級	① 8,329,434	② 8,128,371
13 級	③ 5,354,636	④ 5,225,381
14 級	⑤ 2,974,797	⑥ 2,902,989

後遺症慰謝料シミュレーション

	1.2 を乗じたとき	1.2 を乗じないとき

12級	⑦ 3,480,000	⑧ 2,900,000
13級	⑨ 2,160,000	⑩ 1,800,000
14級	⑪ 1,320,000	⑫ 1,100,000

これら2つを合わせた請求額シミュレーション

12級 (症状時固定時 44歳)

$$\textcircled{1} + \textcircled{7} + \text{¥}1,250,343 = \text{約} 1306 \text{ 万円}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{8} + \text{¥}1,250,343 = \text{約} 1248 \text{ 万円}$$

(症状時固定時 45歳)

$$\textcircled{2} + \textcircled{7} + \text{¥}1,250,343 = \text{約} 1286 \text{ 万円}$$

$$\textcircled{2} + \textcircled{8} + \text{¥}1,250,343 = \text{約} 1228 \text{ 万円}$$

13級 (症状時固定時 44歳)

$$\textcircled{3} + \textcircled{9} + \text{¥}1,250,343 = \text{約} 876 \text{ 万円}$$

$$\textcircled{3} + \textcircled{10} + \text{¥}1,250,343 = \text{約} 840 \text{ 万円}$$

(症状時固定時 45歳)

$$\textcircled{4} + \textcircled{9} + \text{¥}1,250,343 = \text{約} 864 \text{ 万円}$$

$$\textcircled{4} + \textcircled{10} + \text{¥}1,250,343 = \text{約} 828 \text{ 万円}$$

14級 (症状時固定時 44歳)

$$\textcircled{5} + \textcircled{11} + \text{¥}1,250,343 = \text{約} 554 \text{ 万円}$$

$$\textcircled{5} + \textcircled{12} + \text{¥}1,250,343 = \text{約} 532 \text{ 万円}$$

(症状時固定時 45歳)

$$\textcircled{6} + \textcircled{11} + \text{¥}1,250,343 = \text{約} 547 \text{ 万円}$$

$$\textcircled{6} + \textcircled{12} + \text{¥}1,250,343 = \text{約} 525 \text{ 万円}$$

※損害等に関するこれまでの経緯の概要をご確認ください。(注5)

(注5) これは、損害がどのようにして発生し、拡大したかを具体的に示すことによって加害者B自身が、どのような損害を与えたかの明確な認識ができるため、損害賠償をすべきである事を受け入れやすいためあえて挿入したのである。

3/〇〇 加害者A氏に因縁をつけられ、突き飛ばされた後に、右薬指を嘯まれる。

通行人の「指が落ちている」という指摘により、指先を食いちぎられたことがわかる。

指先から大量出血。救急車で搬送。

この間、被害者Aの夫が加害者Bともみ合いになり、かけつけた警察官に逮捕された。

病院探しに40分を要する。

〇〇医大病院で縫合手術。

事情聴取のため午前0時に△△警察署へいった。

実況見分のため事件現場へ行き、実況見分終了午前1時30分までつきあった。

ふたたび午前2時に△△警察署へ行き、事情聴取および傷害状況撮影終了後、午前4時30分に帰宅。

3/〇〇 午後2時50分、被害者Aの夫が△△で釈放される。

治療：人工仮爪をつける。

以後、通院して、壊死した古い皮膚をハサミで切り整えるという治療を繰り返す。その都度出血と痛みを伴った。

このほか、仕事を辞めるわけに行かず通院出来ず且つ頻繁なケアが回復のために不可欠であり、医師の指導の下、毎日2～3回、自宅で傷口を消毒し、薬を塗布し、包帯を取り換えることを余儀なくされた。

4/〇〇 検察庁でも事情聴取を受ける。これも仕方の無いことであるが苦痛であった。

4/〇〇 診断書 右環指切断、右環指末節骨骨折

局所麻酔で爪整復、創処理施工、縫着

全治3ヶ月程度を見込む。神経症状などの完全な改善は困難な可能性が高い右手薬指の神経症状が回復しない。

傷口がつねにジユクジユクとしている。

指の疼痛が続く

薬指および小指の関節が変形したまま動かない。

皮膚が戻らず、爪も小さいまま。

7/〇〇 診断書 上皮化を確認。

爪の不整・指長の短縮、整容的ボリュームの欠乏は今後不変。
疼痛、痺れなどの指神経症状が長期に渡り残存する見込み。
完全完解は困難の可能性。

8/〇〇 通院。創部が上皮化を終了。

9/〇〇 撮影した最新資料を添付

右薬指が短く、左手の薬指と比べてかなり細い。

右手薬指、小指をまっすぐに伸ばせず、かつ外側へ開いたままであり、左手と明らかに異なっている。

薬指の内側に肉の盛り上がった部分が何かにちょっとでも触れると激痛が走る。そのため、テーピングする。

事務作業への影響が以下の様に大きい。

パソコンのエンターキを押せない。

中指で代替するため、ブラインドタッチができない。

計算機の+キーを押せない。

10/〇〇 診断書によれば神経症状、小指のこわばり（環指運動制限の影響）が残存。今後の整形外科リハビリや症状増悪に応じた外来受診などを指導。

通院回数 10月〇〇日の最終診断までの通院回数は計16回。

仕事復帰 無理に職場復帰したのは、職場に代替要員がいないため不本意ながら治療を優先できなかった、また仕事は、家計のために必要でもあった。しかし、職場の早期復帰は、肉体的にも精神的にもとても負担であった。

仕事に影響する痛み

現状でも、右手薬指の先の腹の部分に直接に物がふれるととびあがる痛みがあるので、薬指の先の部分にテープや包帯を巻いていることが多く、薬指や小指を使わないでのパソコンの操作であり、極めて不自由。

休業 3/〇〇～4/〇〇の間に18日、4/〇〇、5/〇〇の計20日間休業した。

以 上

(資料 3)

示 談 書

甲 被害者 A

乙 加害者 B

甲・乙間に於いて、本日、以下のとおり現状を確認し、示談します。

- 1 〔示談書案と同様のため省略〕
- 2 〔示談書案と同様のため省略〕
- 3 甲と乙は、前項の合計金員のうち金 200 万円については、平成 27 年 4 月〇〇日に、乙から甲に対して支払済みであることを確認します。
- 4 乙は甲に対し、第 2 項の合計金員のうち金 350 万円を、平成 27 年 12 月〇〇日限り、〇〇銀行新宿支店・普通預金口座・×××××××の弁護士山根祥利（ベンゴシヤマネヨシカズ）名義の口座に送金する方法により支払います。
- 5 乙が前項のとおり支払い、且つ、乙が本件の執行猶予期間満了の日である平成 32 年 7 月〇日を経過するまで同執行猶予の取り消しを受けなかったときは、甲は、乙に対し第 2 項のその余の支払義務を免除します。
- 6 乙は、本件の執行猶予期間中、保護司の指導に従い行動し、且つ専門医の指示による投薬その他適切な治療を受け、社会人としての自覚を持ち更生の道を歩み続けます。
- 7 乙は、乙代理人を通じて執行猶予期間中毎年 5 月と 12 月に、治療状況ないし勤務や生活状況を甲代理人へ報告する努力義務を負います。
- 8 甲と乙は、甲乙間には、本示談書に定める他は何らの債権債務のないことを相互に確認します。

本示談が成立したことを証するため本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通宛所持します。

平成 27 年 12 月〇〇日

甲 被害者 A
東京都新宿区新宿 1 丁目 4 番 8 号
新宿小川ビル 6 階
甲代理人
弁護士 山 根 祥 利

乙 加害者 B
東京都中央区銀座〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇ビル 7 階
乙代理人
弁護士 ○ ○ ○ ○
同 × × × ×

(資料 4)

弁護士費用について

平成 28 年 1 月〇日

被 害 者 A 様

〒 160 - 0022

東京都新宿区新宿 1 丁目 4 番 8 号 新宿小川ビル 6 階
弁護士 山 根 祥 利

- 1 ご依頼頂きましたのは、理不尽な傷害被害を受けられたことによる不法行為に基づく損害賠償交渉案件でしたが、加害者 B の刑事事件の判決内容如何では、加害者 B の異常性への対処が出来なくなるという懸念を払拭するため、刑事事件への被害者参加の代理人として業務を行いましたので、若干これを考慮させて頂くのが相当であ

ろうと考えております。

- 2 民事事件の弁護士費用は、受任時の着手金と解決時の報酬金という 2 本立てとなっており、既に着手金（最低着手金額）を頂戴していますが、当時は、負傷された指の回復見通しが立たない時でしたので、被害弁償として獲得出来た時にその額を経済的利益の額として、着手金の見直しと報酬金を計算する際の算定に使用することで仕事を始めさせて頂きました。示談金は、550 万円となりましたのでこれを経済的利益の額とさせて頂き、算定させて頂きます。
- 3 本来、示談交渉は、通常訴訟での解決と比べて通常手間が比較的かからないところですが、今回は刑事事件への関与をし、加害者の刑事公判の全てに傍聴出席及び検事への判決に臨む求刑の内容についても意見書を提出しました。更に裁判官に弁論の再開をさせるという活動を行っており、むしろ加算が相当であるとも言える案件でしたが、上記金額のとおりとさせて頂きたいと思いますので、何卒宜しくお願い申し上げます。
- 4 ご来所頂く日時

残業続きとのことですが、1 月〇日でしたら、当職が夕方から夜にかけて事務所に在席しております。被害者 A 様のご都合が宜しければ、お越し頂きたく存じます。ご都合をお聞かせ下さい。

第2 【被疑者が単なる参考人が不明な依頼者への対応】

被疑者ないし参考人という存在は実は曖昧であり、参考人から被疑者になる場合もあれば、被疑者が参考人となり嫌疑から外れる場合もある。そのため、事件について、捜査機関から話しを聞きたいと言われた時には、もしかして被疑者として扱われることに成りはしないかという恐怖を感じることが無理からぬことだと思われる。

次のケースは、捜査が開始され、捜査機関から具体的に事件内容について、聞きたいと言われ協力したところ、それでは済まなくなり、更に深く事情聴取が必要と言われ、もしかしたら被疑者に格上げされ、場合によっては逮捕・勾留されるのではないかと極度の不安と、恐怖に襲われた人からの相談・依頼の案件である。

具体的には、元暴力団員で今は組と関係のない依頼者が、組員であった頃のしのごしに関わる仕事の延長線にある事案であり、そのために刑事事件の共犯者と目されているとも見うる案件である。

反社会的な団体の構成員ないし過去に構成員であった者からの依頼を受けるべきかどうか、弁護士の自由独立の尊重（規程20条）が維持できるかという法曹の腹と胆力が試される場面である。

弁護士は生半可な信念では、弁護人として立てない場面に必ず遭遇することを覚悟しながら弁護活動をすることになる。

この依頼者Aは、既知の紹介者が間に入り、元暴力団員であったが、現在では暴力団とは無関係の仕事に従事していることを保証しての依頼である。この種の依頼者は、受任にあたって紹介者が信頼できる人間かどうかを最も頼りとするところである。

依頼を受けるかどうかは、事案の内容によるから、全ての事件に共通する事案の正確な把握にまず努めることになる。

1 聞き取り

依頼者の正当な利益の実現（規程21条）のためには、事案の確認とどのような事実か、問題点は何かなどを把握することが不可欠である。しかも一方では、違法行為の助長にならないように（規程14条）気をつけながら聞き取りをする必要がある。

聞き取った事実は、時系列を重視しながら、必ず文章化して依頼者に

誤りを修正して貰い、可能な限り正確な聞き取り書面を作成することが最初に行うべきことである（資料1）。

2 事案への対処をどう具体的に行うか

- ① 依頼者が最も弁護士を必要としていることは何か。

事案によっては、最速の対応をすることが必要であり、特に刑事事件は、捜査が任意から強制に切り替わるおそれのある時には刻々と条件が変わり、弁護士として動ける範囲が時間の経過と共に少なくなることを常に念頭に置くことになる。

 - i 本件の依頼者は、身に覚えがなく、何故か主犯として本件に引っぱり込まれそうになっているものであり、早期に身の潔白を証明しなければ逮捕の可能性を払拭できないというのが依頼者の認識である。
 - ii 捜査の進捗状況の把握をしなければ対処出来ない案件である。
- ② 依頼者の懸念が依頼者の説明で何処まで把握できるか。
 - i 当初の事案の把握は、もっぱら依頼者自身の説明からせざるを得ない。ここでは、聞き取り能力の巧拙がその出来を左右する。聞き取りの技量を向上する努力は日々行う必要があると言える。
 - ii 新聞・ネットその他の公開情報を依頼者の聞き取りのための補助として使用することも考えることになる。
- ③ 聞き取った段階で、どの順序で対処すべきか。
 - i 逮捕の可能性は、依頼者が心配していることから否定すべきではない。
 - ii 逮捕するとすれば、何処が行うかの推測をすることになり、捜査の原則は、警察であるが、稀に検察が主導している事がある。これについても、依頼者の話から特定出来るのが普通である。
- ④ 弁護人にどの程度の持ち時間があるか。
 - i この見極めが実はとても重要である。捜査は、任意が原則であるが、捜査機関の持ち時間がなくなってくると早く決着をつける必要から身柄を取って事実を固めたいという意図が強くなる。
 - ii 本件では、引っぱり込みを計ろうとしている共犯者と目される2人の人物BとCが逮捕されているかどうかで、持ち時間の推測精度を高めることになる。

- ⑤ 時間勝負は、刑事事件では付き物であり、それを正しく理解しているかどうか、刑事事件で倫理に反しない最も重要な点である。
 - i 事件の捜査状況の把握が的確に出来ることで、手の打ちようが変わることは言うまでもない。
 - ii 可能性のある手段の選択を的確にすることで、ベストの手続的な手段を執ることが出来、対処を誤らないことになるのである。
- ⑥ その上で、最終的な動き方を決断することになる。
 - i ベストないしベターな手段選択が出来たかどうかの説明が容易となる。
 - ii 手段選択を自信を持って出来ることが、結果の誤りを最小限に止めることが出来るのである。
- ⑦ 刻々変わる判断で、弁護人の行動は直ぐに対応すべきものである。
 - i もっとも、手段選択は事情の変更があれば刻々判断を変更することも必要であり、判断は柔軟を良しとする。
 - ii どこで、どのような事情を加味して判断を変更したかを説明出来るようにしておくことは、後のために重要である。

3 捜査の実情の把握が重要

- ① 一般的な理解
 - i 公開情報は、把握しておくべきである。
 - ii 依頼者の話から推測出来るのは何処までなのかをはっきりさせておく。その上で、捜査側といつどうやってどのように接触するかを決める必要がある。
- ② 捜査が警察段階なのか検察官レベルなのか
 - i 本件では、県警の所轄署属の刑事から依頼者に対して話しが聞きたいと言って上京してきた。
 - ii 事情聴取を1回受けたが、引っ張り込もうとしている2人の供述が、依頼者にとって荒唐無稽であるのに、当該刑事は依頼者の事件関与についてかなり疑いを持っているように思える。刑事の言い方が、検察官が話しを聞きたいので、地検に出向いて欲しいと言う言い方に変わってきたと言う点が重要である。
- ③ スピード勝負が重要
 - i 風雲急を告げてきた趣があり、検事が事情を聞きたいというこ

とは、時間的余裕がなくなってきたと見るべきである。

- ii 検事の事件処理は、身柄の場合、再逮捕などがない限り、勾留満期には、処分をしなければならず、起訴出来なければ身柄の解放やむなしということになる。検事はそうしたくないから、関係者からの供述を取り付けて事件の立件を確実にしたいというのが本音である。
 - iii 検事の捜査を見定めて、ある意味検事に協力して事案の解明をすることが、依頼者の嫌疑を晴らすことにつながるのであれば、むしろ弁護人が捜査の主導に関わることも出来るのである。これこそが、法曹共助の最たるものと言うべきである。
- ④ 1番タイミングが良い場面での弁護人の活動
- i 検事が困っている時が、1番のタイミングである。
 - ii その場合には、万障繰り合わせて弁護士が積極的に動く時である。

4 一点突破の決断

① 捜査の要諦

- i 事案が生きるか腐るかは、関係者の供述が揃うか、穴が出来るかで全く異なる。関係図の中での役割の明確化とそれを裏付ける具体的な供述とその裏付けとなる客観的な証拠の存在が決め手となる。
- ii 穴埋めのために依頼者の供述が不可欠であるなら、少しの危険があったとしても、こちらから積極的な捜査協力を打ち出すことが極めて有効である。
- iii よしんば、若干の危惧があったとしても、事案の解明への自発的な協力申し出は、検事の配慮を導く重要なファクターとなるのである。

② 検察官との共同捜査の提案

- i 弁護士から手持ち証拠を手土産に、検事と直に事案について話し合いたい旨申し入れるべきである。
- ii 申入日は土曜日であったが、当職は金曜日の夕方地方出張を決意し、即刻新幹線の手配をした。

③ 実行

- i 金曜日の夜現地に入り、当職作成の関係図と依頼者からの聞き

- 取り書面（資料1）を持参した。
- ii 依頼者への適宜の連絡を密に地検でのアポイントメントへの備え。気を養い、地元感覚を掴むために宿での食事はなしにして街に繰り出し、地元の人と話し、ついでに歌える店の紹介を受け安心してリラックスしたのである。

5 実行の結果

- ① 依頼者Aの捜査協力への説得
 - i タクシーで地検に赴き、敬意を表しながら待っていた担当検事に面会した。
 - ii まず、何故捜査協力をするのかについての説明をすることとした。ここでは、当職が法科大学院で法曹倫理とりわけ法曹共助の倫理を研究テーマとしつつ教鞭をとってきたことを説明し、成蹊法学の抜粋を検事へ贈呈し理解を得た。
 - iii 依頼者Aと当職の関係と元暴力団員だったが現在は、無関係であることから、弁護人として真実解明のために、真実義務（規程5条）の観点での必然的な協力申し出であることを説明した。これに対する理解が得られたので、これで本件は変な方向へは行かないという確信を持った。
- ② 逮捕の恐怖の払拭
 - i 依頼者が疑心暗鬼になっており、逮捕されるのではないかとという不安があることを素直に検事へ告げた。
 - ii 事案の把握に基本的な誤りがないかどうか、検事との協力のために最も重要である。そこで、依頼者からの聞き取りそのものと関係図を検事にそのまま渡して、率直且つ開けっぴろげの協力姿勢を示した。
 - iii そこまでの率直な対処は検事にとって想定外だったと思われたが、それだけに当職への信頼度は大きく上がったことを感じた。
- ③ きめ細かな対処
 - i 検事から、捜査としてBとCの勾留満期が迫り、出来れば翌日の日曜日に依頼者から話が聞けないだろうかという要請がでた。
 - ii 当職は、それもあることを想定し、依頼者Aとの連絡をその朝も検察庁到着後入れ、待機して貰っていたので、即検事の面前で

敢えて依頼者 A に電話した。

- iii 逮捕は絶対ないから、万障繰り合わせて明日朝一番の新幹線に乗って来て欲しい旨要請し、了解を得ることに努めた。
- iv 即答出来ない依頼者に、地検を出たところで再度電話し、最終的に了解を得ることが出来たので、あらためて地検の玄関口から地検ガードマンの電話を借りて検事に明日出頭させるのでしっかり調書を取って頂きたいと告げ、実り多き出張を終了したのである。

④ 費用節約の中での弁護活動

- i 依頼者は、裕福とまでは言えず、地検への出張費用も気にしている様子が見えたので、宿泊した宿も低廉な価格帯のホテルとし、費用を抑える配慮をした。
- ii 着手金支払いを受ける前段階での急遽の決断での地方出張であったが、検事へのアピールと協力のタイミングを優先しての行動であった。結果として効果抜群であった。

⑤ 捜査協力の成果

- i 日曜日の調書作成につき、依頼者 A からの終了後直ぐの報告では、声が明るく、検事から労いの言葉をかけて貰ったことにえらく感激した様子であった。
- ii 依頼者 A は、過去に暴力団員として調書を取られたことがあり、今回の検事との対処が 180 度全く違っていたことが、実感できたというのである。
- iii 検事室への直通電話に当職から連絡し、滞りなく終了したこと、今後更に依頼者に話しを聞くことはないと思う旨明確な答えを頂いた。
- iv その後の検事とのやりとりの内容を含めて依頼者に伝え安心させた。(資料 2・3)

6 フォローアップ

① 検察庁と連携

- i 年末の連絡が出来なかったが、年明けに地検へ連絡したところ、B と C の起訴が年末最終日になされたことが解った。
- ii 2 月に連絡したところ、3 月に第 1 回公判が始まるとのことであ

り、その後も、BとCの公判の推移とその結果についてフォローする旨伝えた。(資料4)

② 依頼者Aへの報告の継続

- i 経過報告は、口頭だけでなく、書面でも行うことが重要である。
- ii 依頼者の不安は、心理的なものもあるので、報告はだめ押し的な所まで行うことが重要である。
- iii 支払いが少しずつである依頼者に最後まで支払って貰うためにも、継続的な関与を報告書の形でつないでおくことも忘れてはならないことといえる。

(資料1)

依頼者A様聴き取り

平成27年12月○日

平成27年12月△日補充

平成27年12月×日再補充

第1 人間関係

- 1 元弁護士Tを知ったのはTがまだ弁護士資格を持っていた頃、民事裁判(200株についての問題)で証人として出廷したことからである。
- 2 ○○会×××組の組員であった時、本件甲町Wクリーン(以下「W社」という)を最初に手がけた。しかし、その後、×××組長がDとDが使っていたTを引き込んで、依頼者Aから仕事を取り上げた格好になり、AはW社から外れた。
- 3 Eは元ヤクザで、昔一緒に仕事をしたことがあり、その時知り合った。その後、Eは詐欺師として名が通った。Bは、Eの舎弟であり、CはBと行動を共にしている。Fは、Cの知り合いである。

第2 事案の概要

1992(H2)年頃

W社は、産業廃棄物処理場を作る仕事を○○県で始めた。当初、依頼者A(当時現役ヤクザ)が関わった。

- 2006 年 5 月〇〇日 Tは、取締役役に就任（Dは出てこないが、Tと常に一緒）
- 2006 年末 Yホールディングス（上場企業）からW社は150億円を借りることとし、その内70億円の融資を受けた。
- ? W社の役員になっていた弁護士Tとその下のDがその内の35億円をものにした（16億円位が使途不明）。
- ? W社は、K社と処理場の建設請負契約を70億円で契約し、その内、35億円をK社に支払った。
- 2008 年 2 月〇〇日 （登記3月〇日）T取締役辞任
- 2008 年 9 月〇〇日 リーマンショックで状況が変化
- 2009 年 3 月〇日 Yホールディングスの会長引責辞任
- 2009 年 10 月〇〇日 有罪判決。これによってTは弁護士資格を喪失した。
- ? 依頼者AがB・Cらに繋いだ（具体的にどのように話したのかが重要）
- 2010 年 TとDはK社から下請会社を使うという話して7億円をその会社に振り込ませ詐取したものと思われる。
- 2010 年〇月〇日 Eが依頼者Aへ、W社のM&Aを舎弟のBとCに7億円でさせるようにと言ってきた。依頼者Aは、当初手がけたこともあり、この際仕事をすることにし、Tにつなぐことにした。依頼者Aは、自分の車の中でBから現金100万円を動くための費用として受領し、内30万円を×××組長へ渡している。
以降は、7億円でM&Aが滞りなく終了したときに報酬を貰うという約束であった。
- 2010 年 9 月〇日 BとCとFが、W社の役員として就任する（M&A）話しを依頼者AがT及びDに繋いだ。具体的には、7億円でM&Aは、新宿1丁目のBが頼んだ弁護士（名前は覚えていないが

- 2010年9月〇〇日 場所はだいたい分かる)の事務所でBとCから7億円の内、3億円をTとAに渡した。その時、その弁護士と依頼者Aも立ち会っていた。(登記9月〇〇日)BとCがK社から9億円を下請けを利用してバックさせた。その方法や理由などは一切依頼者Aは知らない。
- 2011年〇月〇日 産廃最終処分場の認可が行政で取り消しとなり、Bらは非常に困った状況に追い込まれた。
- 2011年3月〇〇日 東日本大震災でさらに事業に支障が出た。
- 2011年〇月〇日 Tらが依頼者Aに3億円を渡したと言いつらしているところ、9億円の内の約6億5000万円(6億4千数百万円)の支払い先約20箇所について書いた紙を持ってきた。この紙は依頼者Aが国税に既に提出しているので、警察はそれを取得しているものと思う。2億5000万円については分からない。依頼者Aは全く貰っていない(この辺の事情は、各人の見方で異なることであるが、依頼者Aの言うことが正しい見方であろう)。
- ※ Bが何故依頼者Aを引っ張り込むかと言うと、Eが三浦のペンション兼自宅を競売にかけられたことを、そもそも依頼者Aに責任があるかのように思っているので、舎弟のBに言って今回のようなデマを飛ばさせて、けん制する意思からであろう。
- 2011年5月〇〇日 (登記5月〇〇日)B及びCが取締役解任

第2 捜査の実情

- 1 Tらが暗躍し、有罪判決で弁護士資格を失った後、債務の時効完成を待って、B及びCを刑事告発したと思われる。
- 2 B及びCは、依頼者AのことをW社の会長という表現で警察に話しているらしく、本件背任事件の共犯と目されている。

- しかし、実態は全くなく、元々W社の立ち上げの頃の関わりで、何とか出来ないかと単にM&Aの話しをB及びCに繋いだけである。
- 3 紹介料は発生しており、貰ったのは行動費用として貰った100万円のみである。

(資料2)

報 告 書

平成27年12月〇〇日

依頼者A様

〒160-0022

東京都新宿区新宿1丁目4番8号 新宿小川ビル6階

弁 護 士 山 根 祥 利

第1 〇〇地検へ出張

平成27年12月〇〇日午前9時から結局10時20分まで〇〇地検3階4室で、乙検事(新62期)と面談しましたのでご報告します。

- 1 面談に先立ち、当職の経歴・刑事弁護のスタンスを述べ、最高裁判所司法研修所刑事弁護教官や、成蹊法科大学院教授としてのキャリアその他、検察との人脈について話をして、〇〇地検まで出張したのは、相当な覚悟を持って来たのだということをまずしっかり認識させました。
- 2 依頼者A様から今回受任したのは、紹介者からの話しと、実際直接話を聞いてBやCが話している内容(依頼者A様がK社から引っ張った9億の内3億が依頼者A様へ渡っているという話し)は、事実と異なり、誤りであると考えたからである。

本件は、依頼者A様の人的な繋がりの中で本件がBやCらが、Eとどう繋がっており、Eと依頼者A様の以前の仕事の結果など背景事情をご理解頂くことが、真相に迫るために不可欠であ

るということであり、そのために当職が乗り出した所以であることを強調しました。

- 3 当職から、×××組の組長と以前親子の関係にあったこと。しかし、DとTと結託して、W社から依頼者A様を排除したこと、依頼者A様は廃業して堅気になったこと。Eとの仕事の繋がりから、BやCらにW社をM&Aさせるため、DやTらと繋いで欲しいと言われた経緯について、概略乙検事へ説明した。その際、用意して持参した依頼者A様からの聴き取り書面を乙検事に提出しました。これは、異例の対応ですが、本件では、依頼者A様が、Bらから3億円もの金を貰うような実態がないことを早く理解し、信用して貰う布石でした。

実際に、当職が現時点で本件を理解していることを、敢えてさらけ出すことによって、検察に協力し、15日までに調べを終わる必要のある乙検事に対する一種の恩を売る作戦でした。

- 4 当職の思い通りの展開になり、乙検事は、〇〇日か〇〇日に何とか依頼者A様に〇〇地検に来て貰って事情を聴取したいと言いましたので、即時その場で依頼者A様に連絡を取り、数回のやりとりの中で、依頼者A様に事情聴取に応じることの必要性を理解して頂きました。

当然、参考人としての事情聴取であり、被疑者としての調書作成ではないことを説明し、依頼者A様からの回答を待つため帰路の新幹線を1本遅らせ、〇〇地検にいる間に、〇〇日午前9時半過ぎに〇〇地検へ来て頂く段取りを取り付けました。

- 5 再度、依頼者A様に対し逮捕はないから安心して乙検事に話して欲しい。特にDらをBらに繋いだところを中心に、しっかり話せるようにし、臨んで欲しいことを伝えた。依頼者A様の紹介者へも首尾について報告しておきました。

第2 その後の経過

1 〇〇地検からの帰京後

- ① 依頼者A様へ電話で〇〇日についての心構えを話し、何を話すべきかについて再確認しました。つまり、Bらの依頼者A様を事件の首謀者に祭り上げて引っ張り込んで自分たちの

関与度を低く見せる作戦であり、それはEの恨みに原因があることをいかに検事に分かって貰うことであると再度言いました。

- ② 依頼者A様の紹介者にも、今回の事情聴取への対策について話しました。

2 12月〇〇日

- ① 朝10時少し前に乙検事室に電話し、依頼者A様が出頭し、既に話を聞かれているとのことでしたので、宜しく頼むとお願いしておきました。
- ② お昼過ぎに依頼者A様から電話で聴取状況の報告があり、比較的順調に聴取が進みつつある事が判り安堵しました。
- ③ 4時少し前に依頼者A様から聴取が終了したとの電話があり、声の明るさから、上手く行ったことを感じました。依頼者A様によると乙検事はほぼ理解してくれ、聴取が終了した様子であったことが分かった。内容について確認しても依頼者A様が無関係で、引っ張り込み事案であることを分かって貰った内容であろうことを確信しました。
- ④ そこで、当職は乙検事へ直ぐに電話し、調書の内容の確認をしました。その結果、今後事情を再度聞くことはほぼないことを当職も確認しました。これから、Bらの最終調べで新証拠が出るなどない限り、依頼者A様が被疑者として逮捕されるようなことはないということも確認出来ました。
- ⑤ 乙検事とのやりとり後、直ちに依頼者A様及び紹介者双方に連絡して心配ないことを伝えました。

(資料3)

報告書 ②

平成27年12月△△日

依頼者A様

〒160-0022

東京都新宿区新宿1丁目4番8号 新宿小川ビル6階
弁 護 士 山 根 祥 利

その後の情勢について報告します。

1 平成27年12月〇〇日〇〇地検の乙検事に、12月〇〇日の依頼者A様の参考人調書の作成への協力の結果について問い合わせしました。これは、依頼者A様が話したことがどのように扱われ、それがどのように効果があったのかを確認し、今後についての予想をするための重要な検事との接触です。乙検事から受けた感触は、以下のとおりです。

- ① 依頼者A様の協力は有り難かったというのがまず乙検事の対応でした。それは、当職が迅速に動き、〇〇地検まで出向いたこと、当職の成蹊法学に執筆した論文のテーマと内容を読んでもくれたことを上げて当職にも感謝を述べてくれました。
- ② 依頼者A様がきちんと話し、それを調書に出来たので、BやCらの調べに支障を来さずに済んだことが、検事の立場として助かったと述べていました。
- ③ まだ、BとCの捜査は終わっていないが、依頼者A様について、再度話しを聞くことは、現時点で判断しておそらくないと考えている。
- ④ 乙検事の口調は、極めて穏やかで、依頼者A様に対する不信任は全くなく、むしろ協力を感謝している様子を強く感じました。

2 当職の思う依頼者A様に対する乙検事の結論

- ① 本日の当職と乙検事との会話の内容は、とても穏やかで和やかなものでした。
- ② 62期の乙検事の同期の検事の話が出て、当職が所属する東京弁護士会の会派に同期の検事が他職経験として、現在弁護士として活躍していることなど、話しが発展したりし、これからも乙検事と当職は良い関係で行けることを確信しました。
- ③ 以上から依頼者A様の捜査は参考人としての協力で終わり、被疑者レベルになることはないと考えます。
- ④ しかし、今後ともBとCの刑事処分が決まるまでの間、念のため推移を見守り、乙検事からBとCについて捜査が終結し、

その処分がはっきりした報告があるまで、なお当職は、依頼者 A 様の弁護人のままでいますのでご安心下さい。

以上

(資料 4)

報 告 書 ③

平成 28 年 2 月〇×日

依頼者 A 様

〒 160 - 0022

東京都新宿区新宿 1 丁目 4 番 8 号 新宿小川ビル 6 階
弁 護 士 山 根 祥 利

その後の B と C の起訴後について報告します。

- 1 本日〇〇地検の乙検事に連絡したところ、以下の報告を受けました。
 - ① 第 1 回公判が 3 月〇日ということで、まだ被告人らが裁判で公訴事実を認めるかどうか分からないと言う状況である。
 - ② B と C が、それぞれ事件での役割をそのまま認めるかどうか現時点では分からない。
- 2 乙検事の対応は、依頼者 A 様については、もはやノータッチの様子がありましたので、依頼者 A 様についての今後のご心配はないと思って頂いて良いと思います。
- 3 今後共 B と C の裁判の推移について、乙検事と連絡を取り合うようにします。

以上